

第 7 章

イランの外交政策形成とアフガニスタン問題の 位置づけ¹

田中 浩一郎

要約：

革命からの四半世紀の外交政策上の優先事項を考察すると、隣国アフガニスタンで発生した諸事象とその対処は、イラク問題と同様に、イランの対外政策に大きな影響を及ぼしてきた要素である。イランは、アフガニスタン問題を含むこのような国家的危機や安全保障上の脅威に取り組み過程で、当初のスローガン外交から離れ、現実的な国益の計算に基づく外交に転換した一方、国際社会における相応の取り扱いを求め始めている。

キーワード：

イラン外交、アフガニスタン、ラフサンジャーニー、
ハータミー、ターリバーン

はじめに

イランは、外交政策では多面性を見せることで知られる。時には合理的な選択を指向して国際社会を安堵させ、また時には教条主義的かつ硬直的な政

策を追求することで関係国を困惑させる。状況によっては政府の総意に基づく一糸乱れぬ行動を採り、別の機会には体制の各所から相反する意見を集約しきれないまま迷走する。イランは過去 23 年間に亘って多様な「顔」を持ち合わせてきたのである。イラン・イラク戦争、湾岸戦争、アフガニスタン戦争、そしてイラク戦争という、体制を至近距離から脅かしかねない安全保障上の重大局面を迎えた際には、路線の選択を慎重に行ってきた。

特に、東の隣国アフガニスタンにおける侵略、内戦、そして対テロ戦争は、イランにそれぞれの時局に合わせた行動を求めることとなった点において、西に位置するイラクとともに、イラン外交政策の形成と、それを支配する価値判断の基準を知る上で格好の研究事例である。国内外の動静、地域問題、そして国際社会との関係などの諸事象が交錯する中、イランの政策決定における優先順位の認識についても興味がつきところはない。

本プロジェクトでは革命後のイランを主要な出来事と指導者ごとに区分した上で、それぞれの期間の外交政策を支配する要素とその特徴を整理することを当座の目標とし、その下での対アフガニスタン政策の位置づけと方向性を検証することを、その最終目的とする。この場合、四半世紀の歴史を有するイスラーム共和国体制を、ホメイニー期、ラフサンジャーニー期、そして直近のハータミー期に 3 分割することが政策上の傾向並びに主要出来事の上で、また、期間の長短の上でもバランスが取れるものと考えるところである。

1 . ホメイニー期、またはイラン・イラク戦争期 (1979 - 1989 年)

まず、第一期は、革命指導者ホメイニー存命中の約 10 年に相当し、端緒からイラン・イラク戦争 (1980 - 1988 年) という体制存続の危機に晒された時代である。続いて、第二期は、ラフサンジャーニーが大統領を務めた 8 年間 (1989 - 1997 年) であり、その初期段階に湾岸危機と湾岸戦争が発生してい

る。ちなみに、この時期には、ソ連軍のアフガニスタン侵攻（1979年）とアフガニスタンの内戦激化からターリバーンの出現がそれぞれ発生した。

ホメイニーの革命理論『ヴェラーヤテ・ファギー』（＝「イスラーム法学者（ウラマー）による統治」の義）によって誕生したイスラーム共和国体制は、理念と（宗教的）価値の追求を第一に捉える体制として発足し、革命指導者の「神格化」に伴って発生したその発言の呪縛に囚われることとなった。歴史上の諸革命政権に見られるように、国内的には大衆の熱狂を支えとし、対外的にはイデオロギー普及の衝動に駆られた。この構造は実態に則さないスローガンに基づく国家運営をもたらし、その弊害は効率性や経済原理が根本から欠如した経済政策のイスラーム化にも及んだ。金融機関や対外貿易に至るまでの国有化を謳ったイスラーム共和国憲法がその証左である。外交面では衛星国家作りに失敗し、反対に対イラン網に取り囲まれることとなった。

とりわけ、革命政権が自国の生存圏確保のための外交方針とした『革命の輸出』および『東西不偏』の二大原則は、むしろ無用な脅威認識の沸騰と地域的な孤立をもたらし、イランを窮地に追い込むこととなった。前者はイラン・イラク戦争における周辺国のイラク支援となり、後者はその期間に見られた国際社会の黙殺として跳ね返ってきた。この点で、当時イランが掲げた外交スローガンは、イランの国益と安全保障に大きな代償を求めるものであった。

そして、このように高い対価を支払うこととなった政策は、シーア派革命の熱狂の中で追求された。宗教・宗派的な要件の重視が端的に表れた実例として、レバノンにおけるヒズブッラー創設およびその活動への支援や、アフガニスタンにおけるシーア派ハザーラ人勢力を通じた関与などが指摘できる。後者に関しては、その支援の過程でアフガン人のシーア派およびハザーラ人社会に、イデオロギー的、かつ世代的な分断を生じさせた²。ちなみに、これは90年代以降のイランの対アフガニスタン政策に支障を来すこととなった。

イランの反動と行動は、過信を背景とした政策判断の誤りに依拠していたことを指摘せねばならないだろう。その根底にあるのは、国際社会が地域の

資源大国イランを取り込まないまま放置することは出来ないはずである、と認める世界観である³。自国が示す革命的「基準」と大義の前に相手国や国際社会が否応なしに従う日が来ると信じ、それに一欠片の迷いも抱いていなかったかのようである⁴。ちなみに、地域大国および資源立国を自認するこの視点は、いつの時代においてもイランの外交政策を分析する上で重要な材料である。

もちろん、この時代のすべての政策判断を、革命理念に対する盲信が支配していた訳ではない。イラン・コントラ事件の発端となったイスラエル経由の秘密武器取引、レバノン問題およびパレスチナ解放闘争におけるイランの二次的な役割の確認⁵、サウジアラビアとの断交によるハッジの一時放棄、そして、対イラク戦争の終結のための安保理決議 598 受諾と、表向きのスローガンとは一線を画する、現実的な選択がなされた事例もある。その選択は、可及的速やかに取り組むべき政策的課題として包囲網の中での体制の存続と継戦能力の維持が優先された結果であり⁶、スローガンと革命原理に基づく外交政策の決定が見直される端緒となった。

イランは、挑発的なスローガンの唱道による対価の大きさを、「押しつけられた戦争」(＝イラン・イラク戦争)と国際的孤立という危機を通して体験した。周辺に歓迎されない独りよがりな演出は、自国体制の存続を脅かしかねないことが教訓となったものと理解して良いだろう⁷。

2 . ラフサンジャーニー期、またはプリ湾岸危機・ポスト湾岸戦争期 (1989 - 1997 年)

1989 年 6 月のホメイニーの死去を受け、直ちにハーメネーイ大統領 (当時) が後継指導者に、そして翌月には国会議長を務めていたラフサンジャーニーが大統領に選出された。イスラーム共和国憲法第 110 条 (第 1 項) が定める最高指導者の権限規定により、外交政策を含む国政の最終決定権はハーメネーイの手の下に置かれているが、改革の期待を一心に背負って登板したラフ

サンジャーニーに、その前のホメイニーと、その後のハータミーと対比させる上で焦点を当てることとする。

ラフサンジャーニーは、早くから国政に発言権を確立し 1988 年には国軍最高司令代理として泥沼化していた対イラク戦争を終結に導いた。国防の観点から軍備再編が急がれる中、大統領として採った基本的な外交方針は、諸外国との経済的な関係強化を突破口としてイラン軍を再興し徐々に外交関係の修復と緊密化という実利を勝ち取ることにあった、と総括することができる⁸。1989 年 6 月、国会議長のままモスクワを訪問、その際に調印した 10 年に亘る協力協定は、国防体制再構築の第一歩となった。対イラク戦で消耗した軍の再建は国家的な優先課題であり、その後に生じたソ連崩壊によるイランの周辺情勢流動化も、国防能力の向上を優先させる政策の推進役となった。

米国と並ぶ「悪魔」の一つであったソ連への接近を可能とした国内外事情には、同年 2 月に終了したソ連軍のアフガニスタンからの完全撤退が存在する。同時に、ソ連との直接的、間接的対立への恐れが低下したことによって、こと対アフガニスタン政策においては、宗派主義に依拠する積極的な介入と干渉に発展した。イランは、シーア派勢力に対するパワーシェアリングの増大を後押しすることによって、アフガニスタンにおける自国の影響力拡大を、パキスタンを相手に競ったのである⁹。

ラフサンジャーニーは大統領として経済社会開発 5 カ年計画を策定、それまで理念上（そして憲法上）タブー視されていた外資導入に動き出したことは周知の通りである。一方、この時期にイランは、革命以来、中断していたブーシェフル原子力発電所の完成に乗り出した。その核開発政策は、湾岸戦争後に隣国イラクにおいて核兵器開発の秘密プログラムが発覚したことも手伝って、米国およびイスラエルに強い懸念を生じさせることとなった。

仮にイランの対外政策にパフラヴィー王制時代の地域覇権主義の残滓が認められたとしても、それすら湾岸危機と湾岸戦争によって大幅な見直しを余儀なくされた。イランは、拡張主義的なスローガンを控え、国の復興に専念しなければならない環境の下に置かれた。少なくとも、武力に訴える野心や

理念の追求は、体制にとって致命的であり死刑宣告を自ら用意するに等しい行為であると認識され、指導者の脳裏に焼き付けられた。イラクのサッダー体制が身を以て教えることとなった教訓である。併せて、体制護持に専心した現実的な選択にこそ、実利が多いことを悟るに至った¹⁰。ただし、体制の存続をもたらす現実的判断が優先されるとは言っても、それが自動的に穏健路線への転換を保証するものではない¹¹。

ラフサンジャーニーは、経済の自由化と国営企業の民営化を通じた経済改革と国益の追求に邁進した。それ自体が対米関係修復のために前向きな処置となっているものと信じたのであろう。コノコ社にいったんは与えられた海上油田開発契約は明らかにこの効果を狙ったものであった¹²。米企業のイラン市場への早期参入が難しいにしても、欧州やアジアとの関係強化に触発され、場合によっては、ワシントンが対イラン関係の修復に動くものと踏んでいた。

しかしながら、ラフサンジャーニーが進めた経済・通商分野での門戸開放は、こと対米関係に限って言えば、イランにとって仇となった。すでにテヘランをテロ支援国家に認定、大量破壊兵器開発や中東和平の妨害で非難を強めていた当時のクリントン米政権は、ここにイランの弱みを見いだした。外資誘致政策への転換は、復興推進と国家開発のために外資に依存せざるを得ない財政事情を反映した現実である。それ故に、最大の外貨収入源である石油・ガス上流開発に対する資金調達の流れを滞らせることが、引き続き対イラン圧力に通じるとの計算が成立し、封じ込め戦略が採用された。米国は、単独禁輸に慢心することなく、諸外国の事業参入を牽制するために二次制裁を制定することとなった。これが、石油および天然ガスなどの上流部門への対イラン投資を狙い打ちにしたイラン・リビア制裁法（ILSA）である。その経済的封じ込めによって、1993年から顕在化していた短期貿易債務の支払い遅延¹³および外貨不足からの回復が遅れ、一旦は緩和された外為規制が復活したばかりでなく、通貨の価値が急激に失われ経済が混乱することとなった。

対外関係が思い通りに改善しないいらいだちからか、ラフサンジャーニー時

代のイランの外交的視点は、時に、陰謀論に毒された。地政学的重要性を孕む資源大国であるイランに対し、各国は清濁併せて有形無形の関与や干渉を画策していると映ったのである。イランにとって正当な主張に見なされた中東和平問題からの排除も、政策決定者の視野を狭める方向で作用したものと考える¹⁴。一方、この時代には、相互尊重と内政不干渉の原則に基づく対話の推進がイランの外交方針として確立された¹⁵。ただし、UAE と領有権を争っているアブ・ムーサ島などの帰属問題では緊張が高まった他、断交から復帰したサウジアラビアとも 1996 年のアル・コバールにおける米軍関係施設に対するテロ事件への疑惑が取り沙汰されたことから、必ずしも相手国側の評価を勝ち取るには至らなかった。

この時期における外交課題は孤立からの脱却であったものの、方法論では経済的利益の誘導に偏っており、それ故に経済制裁発動や封じ込めを招くなど、隙も多かった。その中で、一大事件であった湾岸戦争はイランに教訓となり、改めて拡張主義や覇権主義への戒めとなった。この結果、着実に現実主義的な傾向が強まったものの、同時に、彼らが考える協調行動の対価への期待も膨らむこととなった¹⁶。外交政策判断および行動基準から次第に宗教的、宗派的要件が薄れていくのも、ラフサンジャーニーの時代に進行した変化である。これはナゴルノカラバフ紛争におけるアルメニア寄りの姿勢に始まり、アフガニスタンにおけるシーア派ハザーラ人支援への専心から反ターリバーン連合勢力支援への転換など、隣接する地域で発生した安全保障上の直接的な脅威に対する現実的対応に表出している。

3 . ハータミー期、または緊張緩和政策の展開とその限界

1990 年代半のイランは、アメリカによる単独制裁発動と二次制裁の導入、欧州諸国との不安定な関係、日本からの経済開発協力の頓挫、近隣諸国との緊張など難題に直面、外交的には閉塞状態を迎えていた。ここに国内政策同

様、風穴を開けたのがハータミーである。

市民参加型の選挙戦を通じて国民の支持獲得に成功したハータミー大統領は、国内政策では「法の支配」を推進するかたわら外交ではいわゆる全方位外交を推進し、相互尊重に基づく対話と交渉を中心に、周辺国、関係国、そして域外国との良好な関係の構築を目標とした。注目すべきは、域内諸国との関係改善にあたって、緊張緩和の効能を掲げたことであろう¹⁷。逆説的に検証すれば、これは従来の外交政策が緊張をもたらしかねないものであったことを新大統領が認めたことになる。発想の転換は、国境および周辺地域の安定がもたらす経済効果を算定に盛り込んだ方程式の導入によって促された。従来の通商関係に誘導された基準ではなく、関係改善の副次的効果としての経済性に着目したものと言える。湾岸戦争後も続くサダム政権下のイラクとの緊張、そして内戦が止まないアフガニスタンとの国境の不安定化によって、イランは大きな経済的損失を強いられている、という分析が緊張緩和政策の出発点となったのである。必然的に、国境を共有する直近の隣国との対立の解消は、最優先課題となった。

ハータミーは、当初から選挙公約に盛り込んだように、国際社会におけるイランの地位向上に積極的に動いた。その枠組みの中で行われた自身の CNN インタビュー出演（1998 年 1 月）は、米大使館人質事件以来イランに対して否定的な見解を持ってきた米国に市民レベルでの関係改善を直接語りかけた試みである。また、国際機関および各種フォーラムへの参加と発言権確立も重要な課題となった。その結果、1997 年以来、国連諸機関におけるイランの積極的な活動は、ハータミーが提唱した『文明の対話』年の制定をはじめとして、広く取り上げられるようになった¹⁸。大統領就任後まもなく、イランがイスラーム諸国会議（OIC）の議長に就いたことも、その外交政策を実践する機会を与えることとなった。

実績を見た場合、ハータミーは、1997 年春に発生した欧州諸国との外交関係縮小を收拾させ、自身もイタリアとフランス（1999 年）、やや遅れてドイツ（2001 年）を訪問した他¹⁹、中国と日本（2000 年）などアジアへの足を運

んだ。1996 年 8 月の米国のイラン・リビア制裁法（ILSA）発動と 2000 年 4 月の同法の有効期限延長の決定にもかかわらず、欧州およびアジア企業がイランのエネルギー上流開発に進出したのも目立った動きである。イランは、この時期にロシアや中央アジア、そしてエネルギー消費国として台頭した中国やインドとの関係強化にも精力的に動き、特に、ロシアとは次の 10 年間に亘る軍事協力協定を結んでいる（2001 年 3 月）。さらに、ロシアと協調したタジキスタン和平構築への貢献（1997 年 7 月）も、実績のひとつとして数えて良いところであろう²⁰。

2005 年に任期を満了したハータミーは、標榜した通りに近隣国との関係改善でも成果を残した。特に、長年反目してきたサウジアラビアとの協調関係が成立し、これによってイランが指向する高油価が OPEC の協調減産を通じて達成され、副次的な経済効果をもたらした²¹。イラン・イラク戦争中にイランを仮想敵国と見なしていたペルシア湾岸諸国（サウジアラビアおよびクウェート）は、イランとの防衛協定や治安協力協定締結の動きも見せるようになった。一方、三島の領有権をめぐる対立してきた UAE とは、問題の解決には至らなかったものの、1990 年代初頭より途絶えていた両国間の要人往来が復活し緊張は一定程度緩和された。

イランは、アフガニスタンでの緊張にたびたび直面した。イラン人外交官殺害事件に対するターリバーンへの軍事報復を自制し、極度に高じた軍事的緊張の中でも危機管理と対話による問題解決に努めたことは、国内強硬論を抑え込んだ点において、国内政策におけるイランの成長ぶりを物語っている。また、OIC 議長国（1997 - 2000 年）の立場から、2000 年にはアフガニスタンの内戦終結に向けた交渉をジェッダにおいて実施した。ターリバーンと緊密な関係を有するパキスタンによって提唱された対話への対案として、イランは、巧みに OIC の枠組みを利用することでパキスタンの影響力を弱めるべく努めた。最終的に、ターリバーン崩壊につながる対テロ戦争において、イランは、水面下で国交のない米国と接触を続け、さらには、政権移行プロセスの策定に関して建設的な役割を果たした²²。

一方、西のイラクについては、サッダーム政権への慎重な対応を堅持しながらも要人往来を重ね、相互に聖地巡礼者の受け入れを再開した。イランは、国連が監督する「オイル・フォー・フード・プログラム」に基づく対イラク交易にも参入し²³、隣国との経済関係も深めた。その一方で、イラク指導者への警戒から一定の距離を保ち続けることで、2003年のイラク戦争を通じてもっとも利を得る国の一つとしての立場を確保した。同年1月、イラクのナージ・サブリ外相によるイラン訪問をハータミーが実質的に拒否したことは²⁴、その前後の対話姿勢と比較すると際だって特異な対応であった。一貫性に乏しいように見える対応自体に、ポスト・サッダームを視野に入れたイランの対米メッセージが織り込まれていたと言えるだろう。

このように、ハータミーは大統領としての任期中、近隣諸国と地域のデタントに指導力を発揮しており、その点は正当に評価されるべきである。特記に値する点は、(1)緊密な関係を構築しつつあるサウジアラビア、(2)ILSA制定にも動ぜず資源開発に乗り出した欧州諸国、(3)イラク戦争への対応、そして(4)ターリバーン後のアフガニスタンとの関係である。積年の課題である米国との関係は修復されなかったものの、8年間の実績を見る限り、国際社会におけるイランの権益保護という観点から功績を残したことは明白である。

しかしながら、体制維持の観点から今後とも取り組むべき、重大な課題も残されている。まず、ハータミー期でも、国際社会が懸念する大量破壊兵器(WMD)開発、国家テロ支援疑惑、中東和平問題への反対姿勢などに刮目すべき進展は見られなかったことが指摘できる。そして、2002年からは核開発疑惑の表面化を迎え、これを解消できないどころか、深刻化する中でハータミーは政権の座から去ることとなった。長距離ミサイル開発に関しても、ハータミーの下で国際社会の懸念が低下したわけではない²⁵。射程距離の延長に伴い、関係国の懸念も深まるのである。米国などの二重基準の適用に対する反感と反発の副産物とはいえ、イランは国際社会の各所から幅広く発せられる普遍的な懸念に対して、これを自国と相手国との二国間関係の枠組み

の中に取り込むか、あるいは自国の安全保障への脅威の存在を尺度として反駁する傾向が指摘できる²⁶。結局、ハータミー外交も、この殻を打ち破ることはできなかった。

孤立からの脱却と国際社会への完全復帰が達成できなかったことも事実である。例えば、WTO 加盟申請がイランの大量破壊兵器開発を危惧する一部の国の反対によって拒絶されてきたことは、国際市場との連携と統合を意図するイランの出鼻をくじいた。2002 年以来、EU との間で精力的に進められた経済協力協定の締結交渉は、WTO の諸ルールが適用されることとなっていることから、両件が並行して進められてこそ最大の効果をもたらすことはもちろんであるが、核問題によって交渉そのものが頓挫してしまったことによる損失は少なくない。

進捗がないという点に関しては、1994 年に問題が表面化したカスピ海の境界線設定に関する沿岸 5 カ国協議も同様である。むしろ、その後のロシアの立場の移り変わりによって、イランは、トルクメニスタンとともに、この問題では少数派に回らざるを得なくなっている。アブ・ムーサ島などの領有権についても、問題解決のための UAE との協議は進展を見ることはなかった。これらの分野では有事に至るような緊張の増進を回避しようとするイラン政府の姿勢が見て取れる。だが、時には挑発的な威嚇もイラン側から発せられており²⁷、善隣友好および対外イメージの改善による国益の保全との間で整合性が問われてしかるべき行為である。

上記に加えて、隣国アフガニスタンにおける対テロ戦争および同国の再興は、イラク問題とともに、イランの積極的な取り組みを必要とする新たな外交課題となった。イランは、対テロ戦争では湾岸戦争時と同様に中立を宣言し、実態の上では多国籍軍の中心を成す米軍に対して有形無形の支援を行った。これは外交関係者の間では公然の秘密である²⁸。また、アフガニスタンの暫定政権作りにおける肯定的な役割についても評価が寄せられている²⁹。自国の直接的な権益の追求に囚われず、地域的な安定を見据えたこの政策は、近年のイラン外交でもっともバランスの取れた事例であると考えられる。

同様に、イラクにおいても、戦前と戦中を通じて、新体制作りへの発言権を担保するため、対アフガニスタン戦争時に類する有形無形の支援を米英軍に対して非公式に提供したことは想像するに難くない。これはダメージ・コントロールのために続けてきた反応型の危機管理外交の殻を破り、国益の積極的な極大化に向けた外交政策を探索する兆候であったかもしれない。このような動きは、革命初期に推進されたイランの積極外交とは性質も目的も異なるものである。その間に生じた差は、国境の安定確保を通じた国益の追求という、ハータミー期の戦略的アプローチによってもたらされている。

終わりに

一時期、利害の一致する土壌としてイランと米国を括ることが出来たアフガニスタンは、当初から存在した対テロ戦争に関する温度差はそのままに、2002年からは両国の主張が改めて交錯する場と化した。とりわけ、アル・カーイダ要員の庇護に関する疑惑の表出とブッシュ米大統領の『悪の枢軸』発言によってアフガン関連交渉で醸成された信頼関係は大きく損なわれ、核疑惑が本格化する中、イラク戦争後の2003年5月には接触も断たれた。イランは、自国の安全保障の観点から隣国アフガニスタンで一方的に引き下がるわけには行かず、イラクを含めれば、その東西の国境で米国と対峙しなければならない状況を迎えている。そのイランも、米国も、二国間問題をアフガニスタンやイラクに持ち込むことの愚かさについては理解しているはずであるが、その実施ぶりについては今後の追跡と検証を待たなければならない。

ハータミー期には、自身が掲げた「法の支配」の公約に基づくと改革の推進によって、一方には民主的手続きを尊重した体制機構と、もう一方には非民主的手段による体制運営を目指す組織による二極分化が顕在化した。前者が現体制における行政および立法の府に代表されているのに対し、後者は改革に抵抗する勢力の牙城である憲法擁護評議会や体制利益判別評議会、革命

防衛隊およびアンサーレ・ヘズボッラーなどの非公然組織に代表される。従前から指摘されてきた国内の二重構造は、イスラーム共和国体制を構成する諸組織の一体性の希薄化にまで至った。政府のコントロールがじゅうぶんに及ばない領域の漸次的な拡大は、国内的には「法の支配」の空文化をもたらし、ハータミーおよび改革派への支持の急減に通じた。同様に、この潮流が、対外関係および安全保障政策に影響を及ぼすことを考慮に入れなければならない。

最後に、ハータミー期を経ても、諸外国は地政学的要所に位置するイランを無視できないはずである、との自意識に囚われたままであることを指摘する。この呪縛に加えて、デタント外交に則って無用な対立の回避を目指したことの成果でもあるが、イスラーム共和国体制を四半世紀に亘って維持してきたという誇りも併せ持つようになった³⁰。イランを相手に外交を展開する国際社会の側も、この点を過小に見積もるべきではないだろう。これらの要件の相乗効果によって、国家と体制の沽券に関わるような事態に対しては、より対等な立場での交渉と相互尊重の儀礼に固執した対応を示すこととなる。その現れが、昨今の核問題への対処ぶりであることは論を待たないだろう。

¹ 本稿は、2002 年度に（財）石油産業活性化センターが米ライス大学ベーカー研究所と実施した『日米共同プロジェクト』における調査・研究を下に、そこに新たな視点を組み入れたものである。

² Nojumi, Neamatollah. “The Rise of the Taliban in Afghanistan”, Palgrave, 2002, p186.

³ 同様の視点は C I A で働いたユダヤ系米国人が記したイラン秘密紀行 Shirley, Edward. “Know Thine Enemy: A Spy’s Journey into Revolutionary Iran.” 1997. においても指摘されている。なお、Edward Shirley とは、米国の新保守主義者の一人である Reuel Marc Gerech 氏である。

⁴ 1983 年からのイラク領への逆侵攻作戦の敢行も、自国の軍事能力の過大評価の上に成り立っている。このようなホメイニ時代の最後の実例として、1989 年 2 月に発生した『悪魔の詩』事件を挙げることが出来る。

⁵ 1990 年秋の専門家会議選挙を前に印刷配布された元内相アリー・アクバル・モフタシャミープールの回顧録によると、イスラエル軍のレバノン侵攻の際にイラン政権内から上がった革命防衛隊の参戦論に対して、ホメイニはレバノンおよびパレスチナにおける武力闘争は第一当事者であるアラブ諸国民に任せるべき、と

の見解を示した。

⁶ こうした路線転換を支えるために採用されたのが、体制の利益の前にはイスラーム法の執行を一時的に停止することができる、と謳った「二次的戒律」(Ahkam-e Sanavi)に基づく、体制の存続を第一に捉えた統治・運営理論である。二次的戒律に基づく統治理論の形成と発達に関しては、富田健次著『アーヤトollahたちのイラン - イスラーム統治体制の矛盾と展開 - 』(第三書館 1993 年)が詳しい。

⁷ これは「革命の輸出」に関し、その次の時代にはこれを武力や強制によるものではなく、相手側へのイデオロギーやアイディアの提供、として説明するようになったことで確認できる。

⁸ このような方針転換は現象として確認できるものであるが、ヴェラヤティ外相(当時)が 1992 年 4 月 20 日付クウェイト通信社(KUNA)とのインタビューにおいて、「国際社会におけるイランのプレゼンスを強化するため、外交政策を活用するという方針転換は、経済政策と関連している」旨証言していることから明らかである。

⁹ Matinuddin, Kamal. "The Taliban Phenomenon: Afghanistan 1994-1997", Oxford University Press, 1999, pp149-50.

¹⁰ 湾岸危機以降の中立姿勢の堅持の報奨として、イランは『悪魔の詩』以来断交していたイギリスなど欧州諸国との関係改善、並びにサウジアラビアなどとの復交を獲得した。

¹¹ この時代には在外イラン人活動家を標的とした暗殺事件が相次ぎ、少なくともその一部についてイラン政府の最高指導層の関与が疑われたことを傍証として指摘する。

¹² Amuzegar, Jahangir. *Adjusting to Sanctions*. Foreign Affairs. May-June, 1997.

¹³ イランは 1990 年代に入ってから外貨準備に対するコントロールが失われ、1993 年には貿易決済を中心とする短期対外債務の支払いに窮するようになっていた。これはもっぱらイラン中央銀行のミスマネジメントに起因する危機である。

¹⁴ 前出の Edward Shirley 氏は、この点についても早い段階から指摘していた。Shirley, Edward. *The Iran Policy Trap*. Foreign Policy. September 1993. を参照願いたい。

¹⁵ この時代、ラフサンジャーニー内閣の外交政策担当者はこの原則に基づいて米国とイスラエルを除くあらゆる国と関係を深める旨強調している。一例として、1992 年 4 月 20 日付 KUNA におけるヴェラヤティ外相(当時)発言を挙げる。

¹⁶ ジョージ・ブッシュ米大統領がその就任演説において、“Good will begets good will” とイランに語りかけた、レバノンにおける西側人質解放への影響力行使の要請とその見返りの提示は、イランにすればその期待を裏切られる結果となった。

¹⁷ 同政策の萌芽はラフサンジャーニー前政権末期に認められるが、第 7 回大統領選挙を経たイランのイメージが急速に向上、実現のための環境が劇的に改善された点でこれをハータミーの功績とする向きが強い。

¹⁸ 一例として、UNDCCP、UNICEF や UNHCR との協力関係の向上を挙げる。

¹⁹ しかしながら、ミコノス事件裁判の余波として、投獄中のドイツ人ビジネスマンに対する死刑判決(1999年10月)、ベルリンで開催されたイランの国内改革に関するセミナーへの参加者の大量検挙(2000年8月)など、ドイツとは懸念事項が山積したままであった。

²⁰ 厳密に言えば、この布石もラフサンジャーニー時代に打たれていたものであり、ハータミーがその刈り入れを行ったに過ぎない。

²¹ 両国の関係改善はイスラーム開発銀行(IDB)による対イラン融資をもたらしたことで知られる。例えば、2002年10月にIDBは国営鉄道およびタイヤ工場2件(計2450万ユーロ)に対する融資案件を承認した旨発表がなされている。

²² 総合研究開発機構他編『アフガニスタン - 再生と復興への挑戦 - 』(日本経済評論社2004年)第3部第3章田中浩一郎著「和平プロセスから見た国家再建プロセス」pp.184-5.

²³ その一方で、対イラク密貿易もイラン国内勢力の関与によって行われている模様であり、ペルシア湾北部を舞台としたイラク原油の密輸に関する報道も相次いだ。一例は、1998年5月13日付ロイターが伝えた米第5艦隊副提督の発言である。

²⁴ サッダーム体制の打倒が不可避であると見たハータミーは、戦時賠償の支払いや1975年アルジェ協定への復帰を受け入れの前提条件とする原則論に立ち戻ることでサブリ外相に対して扉を閉ざした。類似した対応として、対タリバーン二国間交渉の実質的拒絶を意味したイラン人外交官殺害事件の関係者処罰要求が存在する。

²⁵ 射程距離1300kmのShahab-3の発射実験は2000年7月15日に引き続いて9月21日に、そして2002年5月にも行われている。ちなみに、シャムハーニー国防相はより大型のShahab-4の開発について一旦は言及したものの、後にこれを否定している。指導部の一貫性のない主張によって、未だに開発疑惑は払拭されることがないままである。

²⁶ こうしたイランの論理は、在米凍結資産の一方的解除や過去の対イラン干渉への謝罪要求に行き着く米国との応酬や、近隣の核保有疑惑国の存在と対処を引き合いにした主張に通じ、結果的に議論を拡散させることになる。

²⁷ 2001年7月末、第三国の石油会社が徴用したアゼルバイジャンの調査船2隻を、イランの警備艇がカスピ海の特定期水域から排除する事件が発生した際、モフセン・レザーイ元革命防衛隊総司令官がコーカサスをイランが支配した歴史に言及し、かつての支配地に対するイランの対外的野心の現れとしての疑念を深めることとなった。

²⁸ 一例として、2002年1月10日にブッシュ米大統領がその種の協力の存在を暗に認めたワシントンでの発言を上げる。

<http://usinfo.state.gov/topical/pol/terror/02011007.htm>

²⁹ 一例として、2002年1月31日のワシントンにおけるパウエル米務長官とストロー英外相の共同会見での発言を上げる。

<http://usinfo.state.gov/topical/pol/terror/02020111.htm>

³⁰ 2002年10月21日付Iran紙に掲載されたハータミーの国会での演説によれば、イランの政策ガイドラインは、3つの原理に基づいている。それは、hikmat（英知）,’ezzat（尊厳）,maslahat（得策）である。これはハーメネイーにも認められているところであり、2004年に成立した第7期国会、さらには第9回大統領選挙（2005年）に参加した保守系候補者に共通するプラットフォームとなっている。